

議案第 26 号

八幡浜市小規模下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市小規模下水道条例の一部を改正する条例

八幡浜市小規模下水道条例（平成 17 年条例第 181 号）の一部を次のように  
改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄  
に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第 2					別表第 2				
区分	使用料(1月につき)				区分	使用料(1月につき)			
	基本 水量	基本 料金	超過料金 (1立方メートルにつき)			基本 水量	基本 料金	超過料金 (1立方メートルにつき)	
一般 汚水	10 立方 メートル	2,830 円	10 立方メートルを超え	70	10 立方 メートル	円	10 立方メートルを超え	70	
			150 立方メートルまで	円			150 立方メートルまで	円	
			150立方メートルを超え	120			150立方メートルを超え	120	
			300立方メートルまで	円			300立方メートルまで	円	
			300 立方メートルを超 えるもの	170 円			300 立方メートルを超 えるもの	170 円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市小規模下水道条例別表第 2 の規定は、令和元年 12 月分として徴収する使用料から適用し、同年 11 月分までとして徴収する使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

